

虐待防止研修 1 受講者用

虐待と不適切ケアの基本を事例から考える | 15 分研修

受講日 年 月 日 所属 氏名

この研修の目的

虐待の 5 つのタイプを確認し、利用者さんの言葉や表情、必要なケアに目を向けます。人手が足りない場面でも、安全を守るためにできることと、施設で見直すことを考えます。

虐待防止の基本

類型	具体例
身体的虐待	叩く、強く引っ張るなどの暴力。緊急やむを得ない場合以外の身体拘束。
介護・世話の放棄・放任	汚れたおむつを放置する、必要な受診につなげないなど、必要なケアを著しく怠る。
心理的虐待	威圧的に怒鳴る、排泄の失敗を笑うなど、心理的な苦痛を与える。
性的虐待	本人の同意のない性的な行為や、排泄介助時に人目を遮らず裸にするなど。
経済的虐待	預かった金銭の私的流用など、本人の財産を不当に扱う。

代表例です。一つの行為に複数のタイプが重なる場合があります。

不適切ケアだから問題が軽いとは限りません

悪気がないことや、本人が訴えないことだけでは、虐待を否定できません。呼び方や職員の意図だけで判断せず、利用者さんの権利や安全にどのような影響があるかを確認します。

安全確認と市町村への通報

施設の職員が、自分の施設で職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかな市町村への通報が必要です。緊急性のある場合だけに限りません。施設内の相談・報告は大切ですが、通報に施設の許可は必要なく、内部報告だけで代えることはできません。

事例を読んで考える 2分

次の事例を読み、利用者さんへの対応と、職員が置かれている状況を考えましょう。

※研修用の架空事例です。実在の人物・施設とは関係ありません。

「さっき行ったばかりですよ」

夕食前、職員 B さんは配膳の準備、C さんは別の利用者さんの移乗介助をしています。すぐに応援に入る職員はいません。

認知症のある A さんは、トイレへの移動に付き添いが必要です。

A さんが B さんに、「トイレに行きたいんですが」と声をかけました。

B さんは配膳の手を止めず、「さっき行ったばかりですよ。今は忙しいから、座って待っていてください」と答えました。

A さんに尿意や不快感があるか、待てる状態かは確認していません。

数分後、A さんが再び声をかけると、B さんは周囲にも聞こえる強い口調で、「何回も同じことを言わないで」と言いました。

A さんはうつむき、それ以上、何も言わなくなりました。

C さんは、そのやり取りが気になりました。しかし、介助中の利用者さんから離れられず、B さんにも声をかけにくいと感じています。

A さんへの付き添いは、まだ行われていません。

考えてみましょう 3分

まずは、自分の考えを整理しましょう。その後、近くの人と気づきを共有してください。個人で受講する場合は、考えたことを書き出します。

目安 個人で1分、共有して2分。個人受講の場合は3分。

1 どの対応が気になりますか？ A さんには、どのような影響が考えられますか？

言葉や口調だけでなく、確認されていないことや、行われていないケアにも目を向けましょう。

2 この場面で、B さん・C さんは何ができますか？

すぐに応援を頼めない状況です。A さんの状態確認と、今の業務を安全に中断できるかという視点から、具体的な行動を一つ考えましょう。

3 同じ状況を繰り返さないために、施設として何を見直す必要がありますか？

個人の心がけだけでは変えられない、業務の進め方や役割分担にも目を向けてください。

すべての答えをまとめる必要はありません。気づいたことを、次の解説で確認していきましょう。

事例の解説と実践ポイント 4 分

繰り返す訴えも、その都度確かめる

「さっき行った」という事実だけでは、今の尿意や不快感は分かりません。B さんは可能な範囲で手を止め、顔を向けて状態を確かめます。黙ったことを、困りごとが解消した合図にしないことが大切です。

今の介助を安全に続けながら考える

C さんが移乗介助中の利用者さんを残して離れると、別の危険が生じます。B さんの配膳準備を安全に中断できるか、A さんの状態から付き添いを優先する必要があるかを考えます。安全に声をかけられるなら「A さんの様子を確認できますか」と短く共有します。

待ってもらった後を曖昧にしない

待てる状態かを確認したうえで、誰が付き添うかを決め、実際にケアが行われたかまで確かめます。「後で誰かがするだろう」で終わらず、未対応なら引き継ぎます。

個人の対応と業務の仕組みを両方見直す

強い口調や確認不足を忙しさだけで済ませず、発言、A さんの様子、当時の業務を記録・共有します。同時に、夕食前の作業の重なり、役割分担、人員配置を管理者等と見直します。C さん一人に改善の責任を負わせません。

振り返り 2 分

明日から見直す行動を一つ どの場面で、何をしますか？

チームで確認したいこと 自分だけでは変えにくい課題は何ですか？

出典

厚生労働省 高齢者虐待への対応と養護者支援について 令和 8 年 3 月改訂

e-Gov 法令検索 高齢者虐待防止法 第 2 条・第 20 条・第 21 条

2026 年 9 月 24 日参照。事例・設問は独自作成。